

定款

平成 11 年 4 月 17 日 (1999 年)

平成 18 年 5 月 21 日 (2006 年) 改正

平成 24 年 8 月 23 日 (2012 年) 改正

特定非営利活動法人
日本救急蘇生普及協会

特定非営利活動法人日本救急蘇生普及協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本救急蘇生普及協会（英語名 Japan Life Support Association「ジャパソライフサポートアソシエーション」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市北区浪打町2丁目92番地におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、救急心肺蘇生法、水難救助法、雪上救急法、一般救急法、ジュニア救急法等を啓発、普及する事によって救急知識と技術の向上を図ると共に、人命を損なう事故の未然防止に努め、もって社会全体の利益に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 救急心肺蘇生法ならびに水難救助法の普及に関する事業

② 救急心肺蘇生法ならびに水難救助法に関わる研修、研究会等の開催に関する事業

③ 会員の資格認定に関する事業

(2) 収益事業

① 出版事業

② 教材販売

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号の掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- 2 賛助会員 この法人の活動を賛助する個人及び団体。

(入会)

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

2 会長は、前項のものの入会を認めないときは、書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 正会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員等及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3 人以上

(2) 監 事 1 人以上

2 理事のうち、1人を会長、若干名を副会長、1人を理事長、若干名を常務理事とする。

(選任等)

第 1 4 条 会長、副会長、理事長、常務理事、理事、監事は総会において選任する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 1 5 条 会長はこの法人を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

3 理事長は業務を統括する。

4 常務理事は業務を分担し理事長を補佐する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 1 6 条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、

その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長、顧問)

第20条 法上の役員の外に、この法人に名誉会長及び顧問をおくことができる。

2 名誉会長及び顧問は、本法人の事業及び運営に関する助言と指導を得るため、本法人に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第58条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要とみとめたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき

(3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも6日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 常務理事会

(構成)

第40条 常務理事会は、理事長、常務理事をもって構成する。

(機能)

第41条 常務理事会は、定款第15条第4項に定める常務理事の業務

のほか、理事会から委任された事項ならびに緊急を要する事項について議決する。

(開催)

第42条 常務理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 常務理事会構成理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第43条 常務理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定により請求があったときは、その日から14日以内に常務理事会を招集しなければならない。

3 常務理事会を招集するときは、会場、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第44条 常務理事会は、構成理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第45条 常務理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議事録)

第46条 常務理事会の議事録は、第39条に準じて作成しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第47条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第48条 この法人の資産はこれを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。 削除

(資産の管理)

第49条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決

を経て、会長が別にさだめる。

(会計の原則)

第50条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第51条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第52条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第53条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす

(予備費の設定及び使用)

第54条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第55条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第56条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第57条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第58条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 59 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 60 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 61 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会において決定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 62 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 63 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 64 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付 則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成 年 月 日）から施行する。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	野口 宏	理 事	山下 孝一
副会長	栗田 高三	理 事	竹島 伸生
副会長	加藤 修一	理 事	石田 妙美
副会長	山崎 祥一	理 事	齊藤 妙子
副会長	土肥 修司	理 事	池田 晴行
理事長	岡戸 功	理 事	平川 恵子
理 事	山田 忠樹	理 事	依田 清子
理 事	東郷 利則	理 事	荒井 定雄
理 事	渡辺 博	理 事	水谷 茂徳
理 事	齋藤 泰男	監 事	山南 宏一
理 事	八木 勲	監 事	松岡 廣司

3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。但し、既に任意団体日本救急蘇生普及協会に入会金を納めた者については入会金を免除する。

(1) 正会員入会金 2,000円

(2) 正会員年会費 3,000円

(3) 賛助会員年会費 2,000円